

減災対策検討シート（案）

分類・項目		具 体 策			基本方針	流域委員会の提言	
		内 容	役割	位置付ける計画の例			
1 避難	水害前	① 住民リスク認識	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスクの普及啓発</li> </ul> <p>（具体案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害履歴情報の活用(流)</li> <li>水防サイン標識の設置(流)</li> <li>河川防災ステーションの整備(流)</li> <li>災害に対する感覚を養うため「降雨災害、降雨到達、氾濫の各シミュレーション」の導入(流)</li> <li>住民にわかりやすい減災の目標設定(流) （例：床下浸水はしても床上浸水はしないように、水害が発生しても死者がでないように、水害で孤立しても孤独にならないように）</li> <li>豪雨や浸水模擬体験により洪水流の力を身体的感覚として身につける(流)</li> <li>堤防の決壊と内水で想定される被害の違いを住民に理解してもらう(流)</li> <li>ハザードマップの周知</li> <li>コミュニティ単位による勉強会等の開催</li> </ul>	県、市、住民	・河川整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図で示される浸水深を街中にポールや自治体掲示板横など街区単位程度で細かく表示する。</li> <li>河川防災ステーションは水防活動の拠点となり、通常時も一般の利用が行なわれ、河川を軸とした文化活動の拠点として、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域に整備すべきである。</li> </ul>
		② 避難方法住民理解	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難方法の普及啓発</li> </ul> <p>（具体案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災文化ワークショップ(流)</li> <li>行政と市民の中間的な役割を担う人材として「武庫川レンジャー」を位置づける(流)</li> <li>避難計画マニュアルの策定</li> </ul>	市、住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画</li> <li>地域防災計画及び水防計画（市）</li> <li>自主防災計画（住民）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の命は自分で守るための工夫が重要であり、近隣コミュニティの共助のあり方をとらえ直し、具体的な実践目標を持つ必要がある。また速やかな避難が最大の防御であることを十分に理解する必要がある。</li> <li>形式的知識を生活者としての具体的な知識に置き換えるためには、過去の災害から学ぶ「防災文化ワークショップ」が極めて有効である。</li> </ul>
		③ 住まい方の転換	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族レベルの目標を持つ</li> </ul> <p>（具体案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅であれば、大雨の日は2階で就寝する(流)</li> <li>半地下式倉庫や車庫は浸水を前提に考える(流)</li> <li>貴重品は1階に置かない(流)</li> <li>2階の窓から屋根に避難できる手段を確保しておく(流)</li> <li>日ごろから避難時携行品をまとめ、梅雨時と台風シーズンには家族で点検する(流)</li> <li>近隣マンションの協力を得、緊急時の最短距離の一時避難場所とする(流)</li> <li>集合住宅で2階以下に居住する場合、上階の住宅や屋上などに避難できるよう確認しておく(流)</li> <li>戸建て住宅や集合住宅の1階での高齢者の独り暮らしの場合の早めの避難方法を、コミュニティとして予め確認しておく(流)</li> <li>どこの世帯がどこの世帯への気配りをするのかを、近隣コミュニティ単位の防災行動に含めておく(流)</li> </ul>	住民	・自主防災計画（住民）	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域にとって必要不可欠な災害防止、減災対策をわかりやすく伝え、総合的かつ効果的な対策を伝え実践していく仕組みが必要である。</li> <li>住宅やマンション、公共公益施設、学校、病院等の立地状況に応じた街区やコミュニティ単位での避難場所を確保する。</li> </ul>
			<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助に基づく減災対策の促進に向けた啓発を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自助に基づく減災対策の促進に向けた啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自助、共助」の精神に則り、自分の命は自分で守るための工夫が重要である。また近隣コミュニティの「共助」のあり方を基本的にとらえ直し、具体的な実践目標を家庭レベルでも持つ必要がある。</li> </ul>	

分類・項目		具 体 策			基本方針	流域委員会の提言
		内 容	役割	位置付ける計画の例		
水害時	④ 避難	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断情報の整理</li> <li>避難場所の確保・住民への情報伝達経路の確立</li> </ul> <p>(具体案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HWLをラインで示す(流)</li> <li>避難場所の候補となる施設(公共公益施設、学校、病院等)の立地条件調査(流)</li> <li>情報の一元化、伝達における問題点の抽出</li> <li>水位標の設置</li> <li>避難計画マニュアルの策定</li> </ul>	県、市、住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画</li> <li>地域防災計画及び水防計画(市)</li> <li>自主防災計画(住民)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> <li>水防情報の充実等による水防活動との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達システムは、豪雨時において確実に伝達できるように構築する。</li> <li>計画高水位(HWL)を堤防や高水敷にラインで示す。</li> <li>限られた条件の中で効率的な水防活動を展開し、河川施設を守り、さらには流域住民を手際よく避難誘導するかが重要である。</li> </ul>
	⑤ 水防活動	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確実に効率的な水防活動の展開</li> </ul> <p>(具体案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災ステーションの整備(流) (候補地の条件：①水防上重要な箇所を選定、②資材調達、③緊急復旧活動にかかる輸送道路、④河川を軸とした文化活動の拠点)</li> <li>重要水防箇所の見直し(流)</li> <li>避難計画マニュアルの策定</li> <li>水防活動訓練</li> </ul>	県、市、住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画及び水防計画(市)</li> <li>自主防災計画(住民)</li> <li>河川整備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防情報の充実等による水防活動との連携の強化</li> <li>流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた条件の中で効率的な水防活動を展開し、河川施設を守り、さらには流域住民を手際よく避難誘導するかが重要である。</li> <li>河川防災ステーションは水防活動の拠点となり、通常時も一般の利用が行なわれ、河川を軸とした文化活動の拠点として、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域に整備すべきである。</li> </ul>
				県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防計画(県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。</li> </ul>
2 氾濫域での土地利用の規制誘導		<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度的な規制・誘導による減災対策の促進</li> </ul> <p>(具体案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐水化建築のための補助制度や融資制度の整備(流)</li> <li>再開発や区画整理手法により街区単位の耐水街区化を促進(流)</li> <li>HWLより地盤高が低くなる地域を明確にし、耐水建築の指導等建築規制の実施(流)</li> <li>災害危険区域の指定</li> </ul>	県、市	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例、要綱での誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。</li> <li>既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、地域住民の土地利用の自発的な転換を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河床より地盤高が低い地域は超過洪水時に大きな被害が予想されるため、これらの区域を明確にし、宅地利用の見直し、建築規制、建築の耐水化策を含めた対応策の実施が必要である。</li> <li>住宅建築は一階部分をピロティや車庫として計画し非常時に2階以上の階にスムーズに移動できるよう耐水建築化を促進する。</li> <li>浸水危険度の高い地区については、再開発事業のような制度を整備し、再開発や区画整理手法により街区単位の耐水街区化を促進する必要がある。</li> </ul>
3 流出抑制		<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流出抑制対策の推進</li> </ul> <p>(具体案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発規制、保安林制度の強化(流)</li> <li>雨水浸透マスや浸透性側溝などの設置についての誘導策(流)</li> <li>未利用地保全または貯留施設の設置(流)</li> <li>開発に伴う調節地、浸透施設設置の義務化(流)</li> <li>「調整地設置要領及び技術基準」の強化(流)</li> <li>大雨時の上流域での一時的給水制限(流)</li> </ul>	県、市	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例、要綱での誘導</li> <li>「調整地設置要領及び技術基準」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の開発事業等と連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。</li> <li>各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。</li> <li>開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安林制度、開発規制を活用して森林域をこれ以上減らさないような量的な保全が推進されるべきである。</li> <li>都市開発や宅地開発に対する適切な開発規制と雨水流出抑制のための指導や規制が必要である。</li> <li>長期間未利用地として放置、留保されるのであれば、少しでも武庫川への流出抑制を図る土地として活用するべきである。</li> <li>沿川の大規模公共公益施設、学校、事務所、工場、マンションなどの新設時には、各種補助を用いた多目的遊水地や地下調節池の設置促進や一時貯留浸透施設の設置を義務づける。</li> <li>一定規模以下の開発に免除されている調整池設置の義務化や治水施設としての恒久化に向け指導要領及び技術基準の改正を行うべきである。</li> </ul>
4 堤防強化		<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>越水による堤防決壊の防止</li> </ul> <p>(具体案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防モニタリングの継続的实施(流)</li> <li>河川維持管理計画の策定(流)</li> <li>耐越水型堤防の検討</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備レベルを超える洪水によって堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも「堤防の決壊」だけは防いで、致命的な被害にならないようにしなければならない。</li> </ul>